

その他の建設業—その他における飛来・落下災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	16～17	事業所倉庫内で、貨物車の荷台から油圧機械（約300kg）を降ろす作業中、機械キャストのブレーキを掛け忘れ、機械が荷台から落ちそうになり、支えきれず、荷台から落下した際に両手を挟まれ指を負傷した。	33	—
1	7～8	会社の敷地内でトラックから材料の荷下ろしを一人でしていたところ、材料の重さや長さの確認を怠ったため加減が分からず、引っ張った際に荷台から荷物が外れて左手の親指の先に落ち、そのまま肘をついたため左手首を骨折した。	51～29	10
1	16～17	駐車場で片付けをしていて、ブロックが落下し、足の甲にあたる。	46～9	1
1	12～13	当社倉庫にて、倉庫の片づけの作業中、段から電気工事の作業に使うスチール（1m位）を取り出す際に、スチールが跳ねて先端についている金具が左目に当たり負傷した。	49～9	1
1	9～10	現場作業所受入コンベヤにて、エプロン取付作業中、エプロンの両端を2人でそれぞれ持ち、所定箇所にセットしようとしたところ、片側がアタッチメントに乗らず落下し、もう一方の片持ち状態になった。その際、もう一方側を持っていた被災者の左手示指と中指が、隣に仮置していたエプロンとの間に挟まれ負傷した。	47	—
1	11～12	当社工場において、作業長と2名で在庫鉄板の整理中、運搬していた鉄板（9t×450×500）を持ち上げた時、手を滑らせ右足甲部に落下し、親指母指基節部を骨折した。	30～29	10
	13～	測量をする作業において、アスファルトに金づちで目印になる測量鋏（メジャーネ		1

1	14	イル胴部径5mm×頭部径9mm×長さ40mm)を打ち込んでいたところ、鋏の頭部が欠けて右目に飛び込み、受傷した(ヘルメット、安全靴着用)。	52	～
2	13~14	フィルムの剥離作業に従事していた。右手に持った噴霧器の位置を整えるためスクレーパーを持っている左手で位置を整えようとした際に手元が狂いスクレーパーを右手に落下させ負傷した。	34	—
2	16~17	タワーダクト内で耐火物の解体作業終了後、足場上から解体工具のブレーカーを片付けている時、1段上の足場上から10Kブレーカー(約10kg)が落下して右肩に当たり被災した。	51	～
2	14~15	当社倉庫前で、単管足場の組立部材の片付作業中、軽トラックの荷台からバケツに入れたクランプを降ろす時にジャッキベース(長さ60cm、幅4cm、重さ5kg位)がバケツに引っ掛かり落下し、左足に当たった。ひどく痛んだが、出血は無かったので当日は帰宅し湿布薬を貼付した。翌日は自宅で休養した。翌々日に病院へ行ったところ、左足小指の第一関節から指先部分で完全に骨折していた。	67	～
3	12~13	フレコン保管場所で大型ダンプのシートをはがし終えて、移動式足場を移動させた直後、歯止めを取ろうとしたところ、大型ダンプが誤発進して歯止めを踏んだため、歯止めがはじき飛ばされ、被災者の左足に直撃し骨折した。	64	～
3	15~16	事務所の資材置場でトラックへの積み込み作業中に、抱えていた部材(足場の材料)のうち一本がスルッと抜け落ち、靴の上から左足の親指を直撃し、親指の第一関節辺り、爪の上辺りから切れて出血した。	27	～
3	16~17	ユンボで鉄パイプをつかむ作業をしてる時、鉄パイプがすべる為それを支える時に鉄パイプがすべり、左の足の甲にあたり、左足の人差し指の骨にヒビが入った。	44	～
3	13~14	使用する作業用備品である業務用架台(長さ120cm、幅50cm、高さ40cm、重量55kg)を業者に引き取りに行った際、架台を持っていた作業員の手が滑り、左手親指がはさまれた。なお、荷積み前には、6ヶ所の穴が合っているかどうかの確認作業をしていた。	54	～
		高所作業車に乗り枝下ろし作業中、下にフェンスがあるので切った枝が当たらない		1

3	14~15	よう、隣の松の木の枝にロープをかけてハゼの木の枝を切ったとき、上の松の木が折れて、作業中のゴンドラに落ちてきた。	69	~ 9
4	16~ 17	作業終了時、あゆみ板を車に積込中、手が滑って足に落下して、けがをしてしまった。	58	1 ~ 9
4	16~ 17	解体した家屋の窓ガラス（約90×180cm）をトラックへ運ぶ際に、手が滑り足の上に落下し、右足等を負傷した。	52	10 ~ 29
4	11~ 12	被災者は、同僚と上階へLGS材の差し上げ作業をしていたとき、1階でLGS材を持ち上げ、振り回す際に左足にぶつけ被災した。	22	1 ~ 9
4	11~ 12	現場で整地作業を行っている際にコンクリートブロックを積み上げた状態で手に抱えて移動中に、つまずいてブロックを自分の足の上に落とした。	21	10 ~ 29
4	16~ 17	自社資材置場内の鋼管パイプ置場で長さ1mのパイプを整理するため束ねる作業をしていた時、置き方が不安定だったため1mぐらいの高さから50本ぐらいのパイプが右足甲に落下し骨折した。	40	1 ~ 9
5	10~ 11	排水設備工事現場において、ハンドカッターを使用して建物のコンクリートを切断中、腕が疲れてきたのでカッターを持ち替えようとした時、手が滑ってカッターを落してしまい、カッターの刃が左足甲に当たり負傷した。（安全長靴を着用していたが、先芯から外れた部分に落ちた。）	63	10 ~ 29
5	17~ 18	会社の倉庫で道具の積み降ろし作業をしている時に溶接機が落下して、右足の甲に当たり骨折した。	24	1 ~ 9
6	14~ 15	工場でのベッケン7号炉製品排出装置整備作業において、製品排出装置のシャフト交換作業を行っていた。シャフトを抜き出した後、シャフトを排出する際に吊っていたワイヤーロープが切断し、シャフトが転倒し、被災者に当たったと推定される。	56	1 ~ 9

6	13~ 14	造園工事で、太い木の枝を鋸で切っている際、枝を切り終えた時に勢い余って、枝が左手にぶつかってしまった為、左手示指を負傷した。（左手示指こぶし部分創傷、左示指伸筋腱損傷）	39	1 ~ 9
7	13~14	当社中間処理場において、トラックの荷降ろし（手降ろし）作業中に、金型のクズ同士がぶつかり、その際に鉄くず破片が飛散し、右目にあたり右目に傷がついた。	71	10 ~ 29
7	8~9	当社の倉庫で、今日の作業には特に必要のないロープで固定していた建設機械を触っていたとき、突然ロープが切れて機械が落ちて来たため、頸のうしろにあたり、転倒した。	29	1 ~ 9
7	17~18	弊社倉庫で工事現場から帰社して道具を片付けている時刃のついたスクレバーが棚上から落下し、被災者の右足甲に突き刺さり、負傷した。	35	1 ~ 9
7	16~17	自社車庫にて100tクレーンのウエイトを片付ける時に玉掛け者として合図をしていたが、100tのウエイトを置く場所に足を置いたままで荷を下げる様に合図したので被災した。	64	10 ~ 29
7	16~ 17	自社の作業場にて型枠積み込み、積おろし中トラック荷台より足に落下し、右足親指骨折した。	62	1 ~ 9
7	11~ 12	現場において、屋根上で瓦の運搬中、誤って左足首に瓦を落下させて受傷したものである。	47	1 ~ 9
9	10~ 11	改修工事にて、鉄筋加工中に誤って鉄筋に左足の親指を強打した。当日は、痛みを我慢し仕事を続けたが翌日になり腫れがひどくなったため、病院へ行った。	31	1 ~ 9
9	11~ 12	資材置場に於いて不良鉄アングル（約15kg重）を整理中、左足の甲部（安全靴使用）鉄のない部分に落とし、負傷したものである。	67	1 ~ 9

9	10～ 11	発注で、圧送に所属する被災者は災害当日、ベタ基礎打設中、残り0.5?位の時、ポンプ車の1番ブームの根本が折れ、3番ブームのガイドがホースをかかえて作業中の被災者の上に落下した。	64	1 ～ 9
9	16～ 17	脱水槽、攪拌軸を吊り上げ搬出するため、4名で作業を実施した。吊り上げ班2名（被災者）が玉掛をし、5t用電動チェンブロックで巻き上げを開始した。攪拌軸を1.5m程吊り上げた時に軸に付いている攪拌翼が、インターナル管に引っ掛かり、吊りワイヤーが破断して、攪拌軸が落下した。支えていた2名が軸に当たり、被災した。	36	1 ～ 9
9	16～ 17	脱水槽、攪拌軸を吊り上げ搬出するため、4名で作業を実施した。吊り上げ班2名（被災者）が玉掛をし、5t用電動チェンブロックで巻き上げを開始した。攪拌軸を1.5m程吊り上げた時に軸に付いている攪拌翼が、インターナル管に引っ掛かり、吊りワイヤーが破断して、攪拌軸が落下した。支えていた2名が軸に当たり、被災した。	27	1 ～ 9
9	10～ 11	測量をするための杭を立てようと、地面に鉄ピンをさして石頭ハンマーで叩いたところ、鉄ピンの頭が欠けてしまった。その際に破片が左足ふくらはぎに飛んできた為、ふくらはぎに突き刺さって負傷した。	68	1 ～ 9
9	7～8	当社営業所ヤード内にて足場部材の積み込み作業中、両手に抱えた手摺り材数本をトラック荷台に置いたところ、荷台に仮置きされていた単管（直径48.6mm、長さ1m、重さ2.73kg）に当たり、うち1本の単管が被災者側に落ちてきてしまった、咄嗟のことで避けきれず、安全靴により保護されていない右足小指付近に当たり負傷したもの、その日はそのまま作業を続けたが、次第に痛みが増す為、就業後に受診したものである。	24	1 ～ 9
10	9～ 10	土木作業員の被災者が1人で解体後の分別をするために地面に落ちている木を拾っている時に、上部で切断していた鉄板が落ちてきて下敷きになり左肋骨を骨折した。	57	1 ～ 9
11	18～ 19	資材置場にて、トラックの上でラック上の材料を整頓していたところ、材料が落下した。左足首がトラックの荷台と材料で挟まった。	16	30 ～ 49

11	16~ 17	仮設材の整備作業をしており、資材を積み重ねている際、持ち上げていた左手が滑り、右手中指を材料で挟み、骨折した。	47	30 ~ 49
11	9~ 10	仮設ハウスの解体作業中、急にワイヤー（長さ3200mm）で吊るしていたハウスのフックが外れ落下した。支えのため荷の下に腕を入れていたため、落下に巻き込まれて左腕を骨折した。移動式クレーン（ラフタークレーン）	46	10 ~ 29
12	11~12	当社事務所敷地内、倉庫内部において年末の大掃除中に資材を整理していたところ、内装用資材がずれて落ちてきて右手中指の第一関節と第二関節の間を挟んでしまい負傷した。	27	1 ~ 9
12	14~15	倉庫内でチェーンソーの動作チェックをした際、ひもを強く引っ張り過ぎた為、肘が後ろの壁に当たり、チェーンソーが抱えているひざに落ちて怪我をした。	63	1 ~ 9
12	10~11	動物病院の廃棄物回収のため、トラックの荷台で荷物の積み込み作業をしていた。積み込みをした鉄のカゴがすべり落ち、鋭角部分が左大腿部を裂創させた。	33	1 ~ 9

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_09.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html)